する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第五条に規定する不開示情報又は不開示情報以外の情報であって当該情報を開示することにより不開示情報が明らかになるおそれがある情報（以下この条において「不開示情報等」という。）が含まれている場合には、不開示情報等については同基準を適用しないことができる。

（損益計算書に計上しない損益）

第九条の三　機構は、次に掲げる損益については、損益計算書には計上せず、当該損益の額と同額を資本剰余金に対する加算又は控除として計上するものとする。

一　法第四十七条第一項第十二号に規定する業務及び同項第十五号に規定する業務並びにこれらに附帯する業務に係る損益（財務収益、債務保証料及び償却債権取立益に係るものを除く。）

二　法第四十七条第一項第十三号及びこれに附帯する業務に係る損益（財務収益に係るものを除く。）

三　法第四十七条第一項第十四号に規定する業務及びこれに附帯する業務に係る損益（財務収益に係るものを除く。）

（積立金の処分に係る申請の添付書類）

第十五条　施行令第七条第二項に規定する経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

（共通的な経費の配賦基準）

第十六条　機構は、法第五十条の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、経済産業大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に分配することにより経理することができる。

（新設）

（積立金の処分に係る申請の添付書類）

第十五条　施行令第八条第二項に規定する経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

（共通的な経費の配賦基準）

第十六条　機構は、法第五十二条の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、経済産業大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に分配することにより経理することができる。

（区分経理）

第十七条　機構は、法第五十条第四号に掲げる業務に係る勘定の経理については、法第四十七条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務（以下「第一種債務保証業務」という。）に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

（第一種信用基金の増減）

第十八条　法第五十二条第一項の第一種信用基金は、毎事業年度、第一種債務保証業務に係る経理の損益計算により生じた利益の額により増加するものとし、第一種債務保証業務に係る経理の損益計算により生じた損失の額により減少するものとする。

2　前項の第一種信用基金の額は、法第五十二条第一項に規定する政府及び政府以外の者から出資された金額並びに政府以外の者から出えんされた金額の合計額を限度とする。

（第二種信用基金の増減）

第十九条　法第五十三条第一項の第二種信用基金は、毎事業年度、法第四十七条第一項第十二号及び第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務（以下この条において「第二種債務保証業務」という。）に係る経理の損益計算により生じた利益の額（第九条の三の規定により加算として計上した額（同条第一号に係るものに限る。）がある場合には、当該額に相当する額を当該利益の額に加算した額）により増加するものとし、第二種債務保証業務に係る経理の損益計算により生じた損失の額（同条の規定により控除として計上した額（同条第一号に係るものに限る。）がある場合には、当該額に相当する額を当該損失の額から控除した額）により減少するものとする。

（区分経理）

第十七条　機構は、法第五十二条第三号に掲げる業務に係る勘定の経理については、法第五十一条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務（以下「債務保証業務」という。）に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

（信用基金の増減）

第十八条　法第五十四条第一項の信用基金は、毎事業年度、債務保証業務に係る経理の損益計算により生じた利益の額により増加するものとし、債務保証業務に係る経理の損益計算により生じた損失の額により減少するものとする。

2　前項の信用基金の額は、法第五十四条第一項に規定する政府及び政府以外の者から出資された金額並びに政府以外の者から出えんされた金額の合計額を限度とする。

（新設）